

永渡横穴墓群（2次調査）

—社会資本整備総合交付金事業(復興)による市道改良に伴う横穴墓の発掘調査—

令和2年3月
南相馬市
南相馬市教育委員会
株式会社シン技術コンサル

永渡横穴墓群（2次調査）

—社会資本整備総合交付金事業(復興)による市道改良に伴う横穴墓の発掘調査—

令和2年3月
南相馬市
南相馬市教育委員会
株式会社シン技術コンサル

序 文

平成23年3月11日、東北地方から関東地方にかけて広範囲で大規模な地震が発生しました。後に『東日本大震災』と呼ばれることとなるこの大地震と、地震によって発生した大津波は、東日本の太平洋沿岸に押し寄せ、家屋などの貴重な財産とともに多くの人命を奪うこととなりました。また、大津波の襲来に端を発した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の放射性物質飛散事故は、福島県を中心とした広範囲に被害をもたらし、人類史上経験をしたことのない、大規模災害に発展しました。

東日本大震災発生から9年が経過し、南相馬市では震災の傷跡が残る中、復旧・復興に向けた各種の事業を実施し、令和2年度を目的に復興事業の大部分が完了するまでに至りました。

本書は、令和元年度に、復興事業の一環として計画された社会資本整備総合交付金事業（復興）による市道改良工事に先立ち実施した永渡横穴墓群の記録保存のための発掘調査報告書です。

発掘調査では、永渡横穴墓群はこれまでに南相馬市鹿島区内では発掘調査例の少ない、古代まで築造されていた横穴墓7基の調査が行われました。調査で出土した遺物には、7世紀後半から8世紀前半にかけての須恵器や土師器、南相馬市の横穴墓からの出土としては2例目となる石製紡錘車が出土し、南相馬市の古代史の解明に新たな一頁を加えることとなりました。

埋蔵文化財をはじめとする各地域に残されてきた数々の文化財は、我が国の長い歴史の中で培われ、今日まで守り伝えられてきた、国民共有の財産と考えられています。また、それぞれの地域の歴史、伝統、文化などの理解のためには欠くことのできないものであると同時に、文化の向上や発展、そして地域のアイデンティティー形成の根幹をなすものであります。

これら埋蔵文化財の発掘調査の成果が、文化財保護や地域研究のため、更には被災された方々の目に触れ、震災を経験した南相馬市の復興の礎として、活用されることを願います。

終わりに、東日本大震災から南相馬市が復旧、復興するためにご尽力賜りました関係機関の皆様、加えて全国各地から頂きました様々なご支援に対して、衷心より感謝申し上げます。序文のあいさつにかえさせていただきます。

令和2年3月

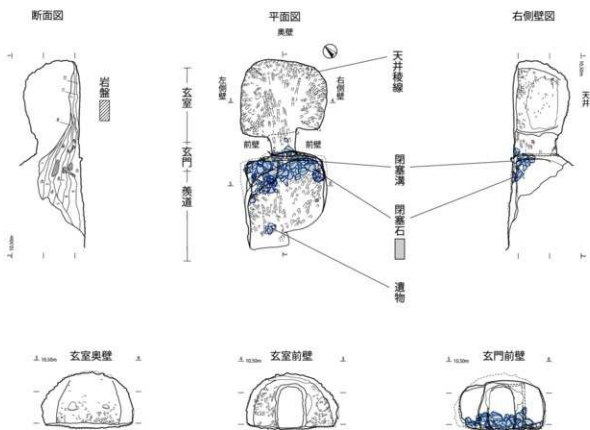
南相馬市教育委員会
教育長 大和田 博行

例 言

1. 本書は、令和元年度に実施した社会資本整備総合交付金事業（復興）による市道改良に伴う永渡横穴墓群発掘調査の報告書である。
2. 本発掘調査は南相馬市からの委託を受けて株式会社シン技術コンサルが実施した。
3. 発掘調査などにかかる経費は、すべて南相馬市が負担した。
4. 本書の作成は、南相馬市教育委員会文化財課文化財係 佐川 久の監理の下、基礎整理から本書の編集に至るまでの作業を株式会社シン技術コンサルが担当した。
5. 本書の執筆は、第Ⅱ章第Ⅰ節第Ⅰ項・第Ⅲ章第Ⅰ節第Ⅰ項を佐川、第Ⅱ章第Ⅰ節第Ⅱ項を濱須脩（南相馬市教育委員会文化財課文化財係）、第Ⅰ章、第Ⅲ章第Ⅰ節第Ⅱ項・第Ⅱ節、第Ⅳ・Ⅴ章を重留康宏（株式会社シン技術コンサル）が担当した。編集は重留が担当し、大和高子（株式会社シン技術コンサル）の協力を得た。
6. 発掘調査及び、報告書作成に際し、以下の方々から多くの御指導・御協力を賜った。記して感謝の意を表す次第である。（五十音順・敬称略）
永渡行政区・福島県教育庁文化財課・南柚木行政区
7. 調査で得られた資料は、南相馬市教育委員会が保管している。

凡 例

1. 図中及び本文記載の方位北は全て座標北を示し、断面図中の数値は、海拔高度(T・P)を示す。
2. 本書中の土色の記載には『新版 標準土色帖』2005年版(農林水産省農林水産技術会議事務局監修)を使用した。
3. 掲載した遺構・遺物の縮尺は、遺構が1/60、遺物が1/3を基本としているが、これと異なる場合もあり、すべての図中にスケールを付した。
4. 遺物実測図に使用したスクリーントーンは、以下の通りである。
須恵器：■ 黒色処理：■
5. 横穴墓各部の名称及び使用したスクリーントーンは以下の通りである。



※羨道・前庭部：今回調査した横穴墓群は造成などにより羨道の大部分は消失し、前庭部は存在しなかった。本地域では前庭部と羨道の境が不明瞭ながらも、築造時に何らかの意識を持って作り分けられていることが一般的である。その点を踏まえると、今回調査した横穴墓群にも羨道・前庭部が存在していた可能性が高い。

※文章中の工具痕については、荒掘り段階の工具痕を「荒掘り」、成形段階の工具痕を「粗掘り」、整形段階の工具痕を「整形」と呼称した。「整形」には精粗がみられ、粗雑なものを「粗削り」とした。

目 次

序 文	i
例 言	iii
凡 例	iv
目 次	v
挿 図 目 次	vi
表 目 次	vi
写 真 目 次	vi
図 版 目 次	vii
第 I 章 南相馬市を取り巻く環境	1
第 1 節 地理的環境	1
第 2 節 歴史的環境	3
第 II 章 調査に至る経過	7
第 1 節 調査に至る経過	7
第 1 項 調査に至る経過	7
第 2 項 試掘調査の概要	8
第 III 章 調査の方法と経過	10
第 1 節 調査の方法	10
第 1 項 調査要項	10
第 2 項 調査の方法	11
第 2 節 調査の経過	12
第 IV 章 調査成果	13
第 1 節 調査の概要	13
第 2 節 基本土層	14
第 3 節 横穴墓の調査	16
2 号横穴墓	16
3 号横穴墓	16
4 号横穴墓	17
5 号横穴墓	18
6 号横穴墓	19
7 号横穴墓	20

8号横穴墓	22
遺物観察表	30
第V章 総括	31
第1節 出土遺物について	31
第2節 横穴墓の形態的特徴	32
報告書抄録	
奥 付	

挿 図 目 次

図1 福島県と南相馬市の位置	1	図13 6号横穴墓	
図2 南相馬市地質図	2	平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面	20
図3 南相馬市遺跡位置図	6	図14 7号横穴墓	
図4 遺跡位置図	8	平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面	21
図5 調査区位置図	8	図15 8号横穴墓	
図6 発掘調査実施範囲図	11	平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門見返し・玄門	23
図7 基本土層	14	図16 8号横穴墓 断面	24
図8 永渡横穴墓群 平面・垂直分布図	15	図17 8号横穴墓 閉塞石	25
図9 2号横穴墓 立面・縦断・横断	16	図18 8号横穴墓 遺物出土状況	26
図10 3号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門	17	図19 8号横穴墓 出土遺物1	27
図11 4号横穴墓		図20 8号横穴墓 出土遺物2	28
平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面	18	図21 8号横穴墓 出土遺物3	29
図12 5号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁	19		

表 目 次

表1 横穴墓観察表	14	表3 土器観察表	30
表2 8号横穴墓 閉塞石観察表	25	表4 石製品観察表	30

写 真 目 次

写真1 調査区全景	9	写真6 8号横穴墓 検出状況	9
写真2 横穴墓群調査前状況	9	写真7 8号横穴墓 閉塞石検出作業	12
写真3 検出作業状況	9	写真8 8号横穴墓 玄室清掃作業	12
写真4 2～4号横穴墓 検出状況	9	写真9 8号横穴墓 3次元計測作業	12
写真5 2～4・6・7号横穴墓 検出状況	9		

図版目次

写真図版 1	37	写真図版 5	41
1 永渡横穴墓群 遠景 西から		1 8号横穴墓 閉塞溝	
2 永渡横穴墓群 遠景 西から		2 8号横穴墓 玄室前壁	
写真図版 2	38	3 3号横穴墓 玄室奥壁	
1 2～8号横穴墓		4 3号横穴墓 玄室右壁	
2 2号横穴墓 玄室奥壁		5 3号横穴墓 玄室左壁	
3 3号横穴墓		6 8号横穴墓 羨道工具痕	
4 3号横穴墓 閉塞溝		7 8号横穴墓 玄門左壁面工具痕	
5 4号横穴墓		8 8号横穴墓 玄門・玄室中央部床面工具痕	
写真図版 3	39	写真図版 6	42
1 4号横穴墓 土層断面		1 8号横穴墓 玄室床面右側工具痕	
2 4号横穴墓 排水溝・閉塞溝		2 8号横穴墓 玄室床面左側工具痕	
3 5号横穴墓		3 8号横穴墓 玄室壁面工具痕	
4 6号横穴墓		4 8号横穴墓 遺物出土状況	
5 6号横穴墓 土層断面		5 8号横穴墓 No. 5 出土状況	
6 6号横穴墓 玄室奥壁		6 8号横穴墓 No. 2・12 出土状況	
7 6号横穴墓 排水溝・閉塞溝		7 8号横穴墓 No. 1・3・4・6～11・13 出土状況	
8 7号横穴墓		8 8号横穴墓 No. 1・3・11、No. 4・6～10 出土状況	
写真図版 4	40	写真図版 7 8号横穴墓	43
1 7号横穴墓 土層断面		写真図版 8 8号横穴墓	44
2 7号横穴墓 露検出状況			
3 7号横穴墓 排水溝・閉塞溝			
4 7号横穴墓 線刻			
5 8号横穴墓			
6 8号横穴墓 土層断面			
7 8号横穴墓 閉塞石			
8 8号横穴墓 玄門			

第I章 南相馬市を取り巻く環境

第1節 地理的環境

福島県は東北地方南部の太平洋側に位置し、北側に宮城県と山形県、南側に茨城県と栃木県があり、西側では新潟県と県境を接している。県土の総面積は13,782㎢と全国3番目の広さを有しており、南北に連なる阿武隈山地と奥羽山脈を境として、太平洋側から浜通り地方・中通り地方・会津地方の3地域に区分されている。

南相馬市はこの浜通り地方の中央やや北寄りに位置し、行政境としては、北側は相馬市、南側は双葉郡浪江町、西側は相馬郡飯館村と接している。平成18年1月に原町市・相馬郡小高町・同鹿島町の1市2町が合併して誕生した南相馬市は、旧市町を原町区・小高区・鹿島区として区分しており、本書で報告する永渡横穴墓群は鹿島区に所在する。

南相馬市周辺の地形を概観すると、西部域に南北方向に連なる阿武隈山地が縦走り、そこから太平洋に向かって派生する低丘陵と海成・河成段丘、沖積平野で構成され、西側の阿武隈山地にかかる丘陵の標高は100～150m、海岸部に近い市内中心付近では標高50～60m、海岸部では20～30mとなる。丘陵地の地質は主に第三紀の凝灰岩を基盤とし、阿武隈山地を水源とする河川により大きく開析されている。

鹿島区域では、中央部を真野川が東流しており、真野川の中下流域では、樹枝状に広がる丘陵地を形成している。丘陵地に挟まれた部分には平野が発達し、特に海側は標高10m以下の平坦地となっている。

永渡横穴墓群は、真野川北西岸の丘陵に位置し、南東側から入り込んだ樹枝状に開析された谷の先端付近、標高9.5m前後の凝灰岩質泥岩を掘り込んで築造されている。

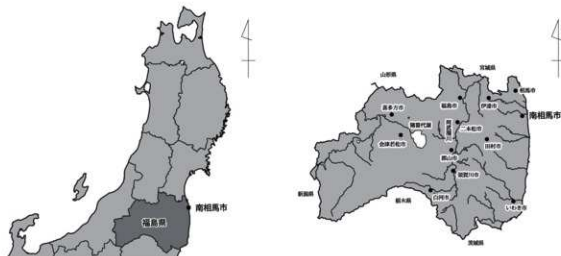


図1 福島県と南相馬市の位置

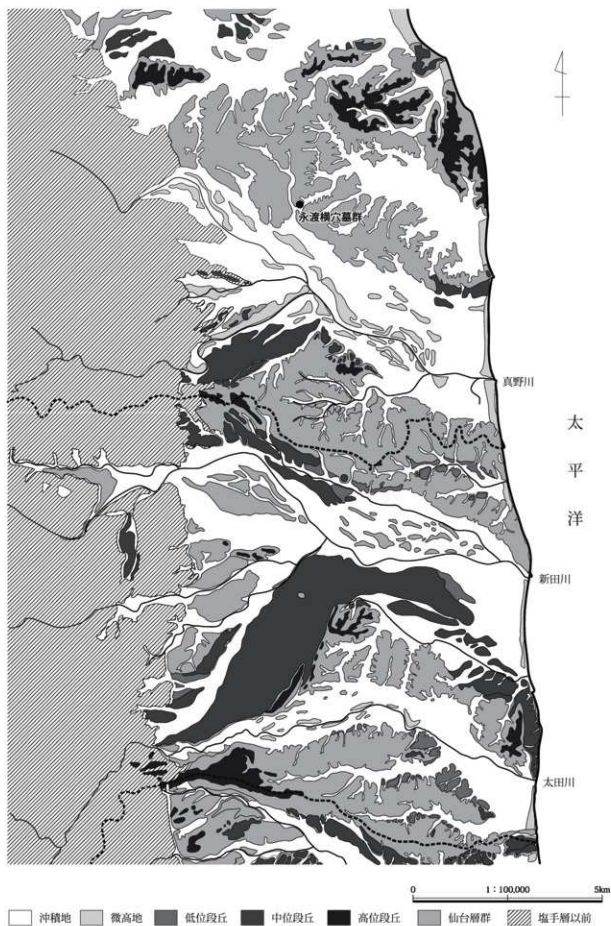


圖2 南相馬市地質圖

第2節 歴史的環境

南相馬市内には、旧石器時代から近世にかけての遺跡が数多く分布しており、これらは埋蔵文化財包蔵地台帳を通して保護がなされている。このうち、真野古墳群・桜井古墳・羽山横穴・浦尻貝塚・薬師堂石仏附阿弥陀堂石仏・観音堂石仏・泉官衙遺跡・横大道製鉄遺跡の8件は国史跡に指定され、横手廃寺跡・横手古墳群・泉廃寺跡の3件は福島県史跡の指定を受けている。

ここでは、永渡横穴墓群の所在する鹿島区周辺の遺跡を中心に歴史的変遷を概観する。

旧石器時代 南相馬市で確認されている旧石器時代の遺跡は11遺跡あり、ナイフ形石器や彫刻刀型石器などを含む後期旧石器が出土している。鹿島区内における旧石器時代の発掘調査例はないが、真野川南岸の河岸段丘上に立地する大谷地遺跡(1)から、縦長剥片を素材とした石刃や細石核作成段階で生じた稜付のスポールが表面採取されている。

縄文時代 縄文時代になると各地域を代表する河川に沿って遺跡が分布している。鹿島区内においては、真野川流域に沿って遺跡の分布が見られる。

草創期の遺跡は鹿島区では現在発見されていないが、真野川上流域の飯館村大倉地区の松ヶ平A遺跡などから薄手無紋土器が出土している。早期では竹島國基氏が天神沢遺跡(2)から土器採取の記録があるが詳細は不明である。前期では真野川上流域の飯館村大倉地区で遺跡数が増加するのに合わせるように下流域でも遺跡が散見され、馬見塚遺跡では花積下層式土器が採取されている。中期になると真野川の上流域・中流域・下流域のそれぞれ両岸に集落遺跡が確認される。中流域では宮後A・B遺跡(3・4)と植ノ畑遺跡(5)、下流域では柳町遺跡と八幡林遺跡(6)がそれに該当する。後期・晩期には河川の流域の低地部や海岸浜堤まで分布する。中才遺跡(7)では晩期を中心とする低地性土坑が確認され、低地性土坑から編組製品が1点出土しているほか、製塩土器が多量に出土している。中才遺跡に隣接する鷲内遺跡(8)では、晩期を中心とした低地性土坑が確認され、オニグルミ核が内部に詰まった状態で発見されたカゴをはじめ13点の編組製品が確認されている。

このほか、小高川・宮田川流域では、内陸部の宮田貝塚(9)や海岸部の浦尻貝塚(10)が知られており、浦尻貝塚では、前期後半から晩期中葉までの長期間にわたる貝層が確認され、縄文時代全般にわたる自然環境の変遷と集落や生活の変遷が把握されつつある。

弥生時代 真野川の下流域において多くの遺跡が立地する傾向にあり、その中でも真野川南岸の物見岡丘陵に分布が集中し、北岸の谷沢丘陵は分布が少ない。弥生時代の前期から中期初頭にかけては遺構・遺物の出土例が少なく、具体的な様相は不明である。中期後半になると遺物の出土例は増加する。天神沢遺跡(2)は物見岡丘陵の緩斜面に位置する。竹島國基氏により中期後半に位置づけられる桜井式土器を主体とし、石包丁・扁平片刃石斧・太型歯輪石斧・挟入板状石器が採取されている。南入A遺跡(11A)では陣馬式土器から桜井式土器、天王山式土器が出土しているが、主体をなすのは中期後半に位置づけられる桜井式土器である。これらの土器に伴い、石包丁・扁平片刃石斧・太型歯輪石斧・挟入板状石器などから構成される石器群と、その未成品が

出土している。ほかに滝沢遺跡・深沢遺跡・天沼遺跡などで桜井式土器が採取されている。後期から終末期になると遺構・遺物の確認率が激減する。

古墳時代 古墳時代になると4世紀後半になって主要河川を単位として前期古墳の造営が開始される。代表的なものとしては、真野川南岸の自然堤防上に造営された、9基以上の円墳から構成される柚原古墳群(12)や、新田川下流域南岸の河岸段丘上に造営された主軸長74.5mの前方後方墳である桜井古墳上洗佐1号墳(13)や珠文鏡が出土した方墳の上洗佐7号墳(14)がある。同時期の集落としては、南海老南町遺跡(15)や八幡林遺跡(6)が挙げられる。八幡林遺跡からは、直線と弧状線により「船」が描かれている土器が出土している。

現在のところ確実な中期古墳の調査事例はないが、真野川流域においては、多量の石製模造品が出土する真野古墳群(16)や円筒埴輪を伴う横手古墳群(17)の造営開始時期が中期末まで遡る可能性が指摘されている。この時期の集落は、反町遺跡(18)、桶師屋遺跡(19)が調査されており、桶師屋遺跡では、区画溝と柵列に囲まれたなかに竪穴住居跡が存在することが確認されている。

後期になると新田川下流域の桜井古墳群高見町支群(20)や真野川流域の真野古墳群・横手古墳群、太田川流域の与太郎内古墳群(21)などで本格的に古墳群の造営が開始される。真野古墳群は100基を超える東北地方を代表する後期群集墳で、東北地方では唯一の金銅製双魚佩金具が出土したことで有名である。横手古墳群では、墳丘部が削平された古墳の埋葬施設と周溝が調査されており、埋葬施設に礫楕が採用されていることが確認されている。

後期の集落は調査事例が少なく具体的な様相は不明だが、真野川流域では南岸の沖積地にある自然堤防上に熊野前遺跡(22)と大六天遺跡(23)、北岸では同じく自然堤防上に立地する八郎内遺跡(24)が立地する。新田川流域では地藏堂B遺跡(25)などで後期の竪穴住居跡が調査されている。地藏堂B遺跡では、竪穴住居跡から鋤先形土製品や土製勾玉などが出土しており、当該期の集落内祭祀の一端を窺い知ることができる。

終末期になると、浜通り地方では横穴墓が多く造られるようになる。真野川流域の大窪横穴墓群(51)や太田川流域の羽山横穴墓群(26)、小高川流域の浪岩横穴墓群(27)では、玄室に装飾が施されることが知られており、真野川流域の中谷地横穴墓群(28)では、複室構造の玄室が確認されている。新田川流域北岸の北山横穴墓群(29)では8基の横穴墓が調査され、須臾器提瓶や石製紡錘車が出土しており、7世紀初頭の造営と考えられている。太田川流域では、中流域北岸に西迫横穴墓群(30)や西迫・東迫横穴墓群(31)、西迫横穴墓群の対岸に権現壇横穴墓(32)や高林横穴墓群(33)などがある。

奈良・平安時代 奈良・平安時代になると、陸奥国内では律令制施行に伴い大化五年から白雉四年の間に建評がなされたと考えられている。この段階で建評がなされた範囲は大和政権時に国造制が施行された地域とほぼ同じであったとみられ、国造本紀では現在の福島県域と考えられる範囲には道奥菊多・石城・標葉・浮田・白河・石背・阿尺・信夫の8ヶ所に国造の存在が示されており、これらが後の郡家の建設基盤となった地域と考えられている。行方となる本地域には国造の存在がみられないが、新田川河口域には7世紀後半に創建されたと考えられる泉官衙遺跡

(34)がある。近年の調査により、郡庁院・正倉院・館院などが諸施設のほか、運河関連施設や寺院・道路状遺構が確認され、行方郡家の可能性が高いと考えられている。郡家の各施設は大きく3時期の変遷がみられ、9世紀末から10世紀前半までには機能を停止し、郡家は廃絶したものと考えられる。

当該期の生産に関わる遺跡としては、須恵器・瓦・鉄の生産に関連した遺跡がある。京塚沢瓦窯跡(35)は太田川河口域北岸の低丘陵地に立地する瓦陶兼業窯で、泉官衙遺跡から直線距離で約3kmにある。表面採集品には泉官衙遺跡館前地区から出土する瓦と同種の瓦が多くみられることから、行方郡家に付属する寺院の瓦を生産した窯跡と考えられている。また、近接する犬這瓦窯跡(36)でも泉官衙遺跡の瓦と同様のものが出土しており、京塚沢瓦窯跡と一連の窯跡群の可能性が指摘されている。このほか、新田川中流域北岸の低丘陵地に立地する入道迫瓦窯跡は、9世紀代の瓦陶兼業窯で、植松廃寺跡(37)と同類の瓦が出土することが知られている。

行方郡内における須恵器窯の調査事例は少ないが、海岸部では7世紀後半段階の金沢製鉄遺跡群鳥打沢A遺跡(11B)や8世紀末葉の金沢製鉄遺跡群大船迫遺跡(11C)、内陸部では9世紀後半段階の滝ノ原窯跡などがある。

浜通り地方北半部における生産活動の大きな特徴のひとつに鉄の生産があげられる。代表的な遺跡としては、行方郡内の金沢製鉄遺跡群(11)と宇多郡内の武井地区製鉄遺跡群がある。これらの製鉄遺跡は、火力発電所関連の調査により、全国的にも類をみない古代の鉄生産の状況が明らかになりつつある。このほか、市内の製鉄遺跡の分布をみると海岸部から内陸部にかけて低丘陵の広範囲で鉄滓や羽口の散布が確認されており、低丘陵の大部分が鉄生産に関連して利用されていたものと考えられる。

古代の寺院跡では、県史跡横手廃寺(38)の調査が行われており、礎石建物が寺院の塔跡であることが確認され、その規模が明らかとなったほか、基壇が木製の基壇外装施設を伴うことが判明している。

集落遺跡では、広畑遺跡(39)を始めとして市内各地で確認されているが、集落の具体的な様相は不明である。広畑遺跡からは「寺」「厨」などの墨書土器とともに灰釉陶器が出土し、隣接する泉官衙遺跡との関連が示唆される。大六天遺跡から出土した「小穀殿千之」と刻書された須恵器は、行方軍団との関わりがみられる。

中・近世 主な中世の遺跡としては城館跡が挙げられ、下総国から下向した相馬氏の最初の居城となる別所館跡(40 現太田神社)や牛越城跡(41)は、相馬氏下向以前の城館跡として知られている。小高城跡(42 現小高神社)は相馬氏の居城として機能した中世城館で、本城跡は嘉暦元年から慶長十六年に相馬利胤が中村城を築城するまでの約290年間重要な役割を占めた。

近世の遺構は、寛文六年以降に築かれた野馬土手と、その出入り口となる木戸跡や相馬氏の居城として再整備された牛越城跡がある。野馬土手は、雲雀ヶ原扇状地を囲む、東西約10km×南北約2.6kmの範囲に築かれており、土手内外の出入り口となった羽山岳の木戸跡は南相馬市指定史跡に指定されている。

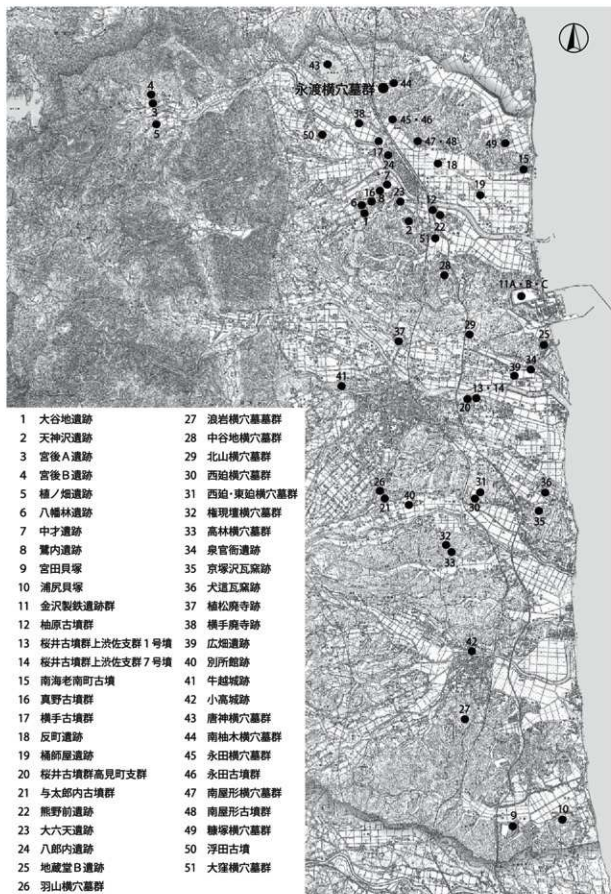


図3 南相馬市遺跡位置図

第Ⅱ章 調査に至る経過

第1節 調査に至る経過

第1項 調査に至る経過

今回、永渡横穴墓群の発掘調査の対象となったのは、社会資本整備総合交付金事業（復興）を活用して実施した市道改良工事の施工範囲に所在する。以下に調査に至る経過について記載する。

平成30年12月28日に永渡横穴墓群の埋蔵文化財包蔵地内での市道改良工事の施工に伴い、南相馬市建設部土木課（以下、土木課）より文化財保護法94条の規定に基づく通知が提出された。

通知の内容を精査した結果、試掘調査の実施とその成果に基づく保存協議が必要と判断されたことから、施工範囲にかかる埋蔵文化財包蔵地の913㎡を対象として、平成31年2月13日から2月18日にかけて試掘調査を実施した。

試掘調査では、施工範囲内には、ほぼ全体が残存する横穴が1基（1号横穴）、奥壁の残存部と考えられる横穴4基（2～5号横穴）が所在することが確認されたことから、土木課と埋蔵文化財の保存協議を実施した。

保存協議の結果、工事計画の変更により1号横穴については施工範囲から除外することになったが、2～5号横穴については、施工範囲から除外することができなかったことから、記録保存のための発掘調査を実施することで合意がなされた。発掘調査の対象面積は、35㎡となった。

令和元年5月15日から5月31日にかけて、2～5号横穴の性格・内容等を確認し本調査の費用等を積算するために再度試掘調査を実施し、2～5号横穴は横穴墓の奥壁の残存部であることが確認されるとともに、新たに横穴墓と考えられる横穴3基（6～8号横穴）が確認された。

この結果に基づき、令和元年8月に土木課と協議を行い、調査費用は土木課が負担し、発掘調査期間は令和元年10月から11月末とし、令和元年度中に発掘調査報告書を刊行することで合意がなされた。このため令和元年9月20日付けにて埋蔵文化財包蔵地発掘調査業務委託協定書を締結した。また、永渡横穴墓群の発掘調査にあたっては、東日本大震災の復興機関のため、他の開発計画が多数あり、南相馬市教育委員会の直営による発掘調査の実施は困難と判断されたことから、令和元年9月26日付けで、株式会社シン技術コンサルと南相馬市との間で永渡横穴墓群の発掘調査業務委託の契約を締結して発掘調査を実施した。

第2項 試掘調査の概要

調査原因	市道改良工事
調査地点	南相馬市鹿島区南柚木字 八久々沢・永渡字東永渡
調査期間	平成31年2月13日～ 2月25日 令和元年5月15日～ 5月31日
調査対象面積	913㎡
調査面積	53.1㎡
調査担当	埋蔵文化財調査員 濱須 脩
調査成果	今回の調査は、市道改良

を目的とした工事計画であり、「永渡横穴墓群」の一部を掘削する計画であることから、埋蔵文化財の有無を確認するため試掘調査を行った。調査は開発範囲北側の丘陵上面と南側の道路に面した斜面にて行った。北側の丘陵上面では幅1mの調査区を8本設定し、横穴墓の羨道部分の検出を目的に調査を行った。調査の結果、現地表面から0.6～1.4mの深さで基盤層である黄褐色土層と白色岩盤層を確認した。基盤層に到達する過程で、横穴墓の羨道等は確認されず、



図4 遺跡位置図

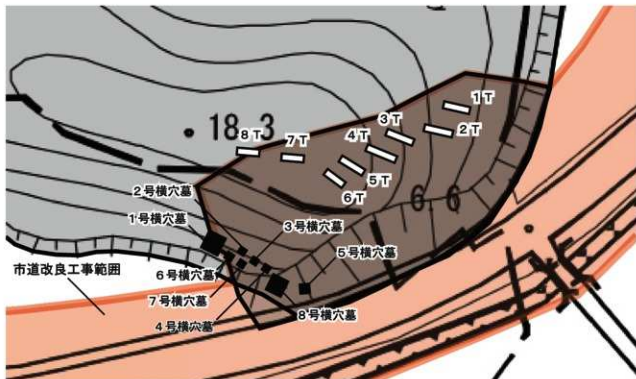


図5 調査区位置図

遺物も確認されなかった。

南側の斜面は、過去の造成により大きく削平されたことで垂直に近い急傾斜となっている。調査では、事前の表面調査で確認された残穴（5号横穴墓）が所在する南側斜面西端部を中心に行った。西端部では丘陵上面から流れた土が斜面上に堆積しているため、足場を形成しつつ、斜面を覆う堆積土の掘削を行い、横穴墓の確認を行った。調査の結果、僅かに残った羨道と玄門が確認できる横穴墓が2基、玄門と羨道が残存していない横穴墓が6基確認された。

調査所見 今回確認された横穴墓群は、表面調査の段階で確認された5号横穴墓とほぼ同じ標高に位置しており、一連のものと考えられる。今回の開発計画に際しては、遺構が確認されたことから、本地区内で掘削を伴う工事を施行する場合には保存協議を要する。また、保存協議の結果、埋蔵文化財に影響があると判断される場合には、事前に記録保存のための発掘調査が必要となる。



写真1 調査区全景



写真2 横穴墓群調査前状況



写真3 検出作業状況



写真4 2～4号横穴墓 検出状況



写真5 2～4・6・7号横穴墓 検出状況



写真6 8号横穴墓 検出状況

第Ⅲ章 調査の方法と経過

第1節 調査の方法

第1項 調査要項

遺跡名称：永渡横穴墓群

所在地：福島県南相馬市鹿島区永渡字東永渡地内

遺跡現況：山林

遺跡種別：横穴墓

調査原因：社会資本整備総合交付金事業（復興）による市道改良に伴う横穴墓の発掘調査

遺跡性格：墓域

調査期間：令和元年9月26日～令和2年3月31日

調査対象面積：35㎡

調査主体：福島県南相馬市教育委員会

事務局：南相馬市教育委員会事務局文化財課

【令和元年度】

教育長：大和田博行

主任文化財主事：佐川 久

事務局長：羽山 時夫

主任主査：田中 稔（震災記録誌担当）

文化財課長：堀 耕平

主任文化財主事：佐藤 友之

課長兼文化財係長：齋藤 直之

埋蔵文化財調査員：濱須 脩（嘱託）

埋蔵文化財担当係長：川田 強

埋蔵文化財調査員：小椋沙貴江（嘱託）

主 査：荒 淑人

市史編纂編集員：茂木千恵美（嘱託）

主任文化財主事：藤木 海

市史編纂編集員：平田 周士（嘱託）

調査担当：株式会社シン技術コンサル

現場代理人兼主任調査員：重留 康宏

計 測 員：志村 将直

3 次 元 計 測：小池雄利亜

第2項 調査の方法

調査区は南北に延びる丘陵の南側斜面地に位置し、面積は35㎡である。

発掘調査は、伐採作業から開始し、遺構検出面までの表土・堆積土は人力作業により除去した。この作業で発生した伐採木や排土は、人力で丘陵南側の平坦地へ搬出した。

表土除去後の遺構検出作業ならびに精査作業等の諸作業は人力によって行った。遺構検出作業には草ケズリ等の用具を使用し、遺構精査作業等には移植ゴテや竹笥などを使用した。

作業にあたっては、ヘルメットの着用ならびに安全帯の使用を徹底し、横穴墓が確認された地点には、昇降施設を設置した。また、横穴墓が築造された岩盤は滑りやすいため、横穴墓内にはマットなどを敷いて安全対策を行った。

遺構番号については、試掘調査時に1～8号横穴墓の番号が付されていることから、その番号を踏襲した。

横穴墓の調査にあたっては、規模により「十」字状ベルトなどを設定し、追改葬面を意識して調査を行った。

これらの諸作業を進める過程の中で出土した遺物は、出土位置ならびに出土遺構・層位・日付を記録して取り上げた。特に、遺構に伴う遺物や一括性の高い遺物については、出土状況図の作成に努めた。

調査記録の作成には、トータルステーションや地上型レーザー計測器、デジタイザー、ハンディースキャナ、3次元画像解析 (Structure from Motion) などの機器やソフトを併用して遺構図を作成した。

記録写真の作成は、一眼レフデジタルカメラを用いて行った。横穴墓の全景撮影には UAV による撮影を行った。

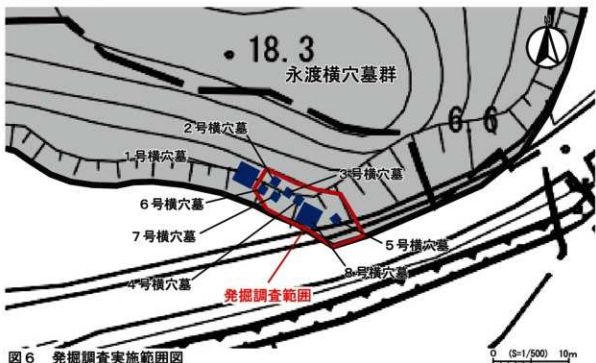


図6 発掘調査実施範囲図

第2節 調査の経過

本横穴墓群は、隣接地の造成工事中に不時発見され、その後に試掘調査が行われている。この期間に2号から7号横穴墓の発掘調査を実施している。本調査は、令和元年9月28日から令和元年11月22日まで実施した。調査の経過は以下のとおりである。

9月28日から10月22日まで調査準備期間として、提出書類の作成、発掘調査に関する資料収集を行った。

10月23日に仮設物搬入、ヤードの設営、調査区の草木刈払いを行った。併せて8号横穴墓の表土除去を人力にて開始した。24日に現場作業員による作業を開始。8号横穴墓の表土除去を終了し、羨道部の覆土半裁作業を開始した。25日は雨天のため発掘作業を中止。25日夜半からの豪雨により周辺地域は被災したものの、調査区の被災は免れた。28日から29日にかけて6号横穴墓玄室調査、8号横穴墓羨道部半裁作業を実施。30日に6号横穴墓を完掘した。31日に8号横穴墓羨道部の半裁作業を終了し、残覆土の掘削を開始し、31日に終了した。11月1日には8号横穴墓の羨道部覆土は除去終了し、閉塞石・遺物の検出作業を5日まで行った。6日から8日にかけて8号横穴墓の玄室内覆土の半裁作業を実施、セクション計測の後に残覆土の調査を12日まで行った。14日に閉塞石と遺物を3次元計測の後に取上、調査を終了した。15日から18日にかけて8号横穴墓を中心に3次元計測と全景写真撮影に向けての清掃作業を実施した。19日に3～8号横穴墓の3次元計測を実施。20日に地形測量・立面測量を3次元計測にて実施。21日にUAVによる全景写真撮影を実施。22日にヤード・仮設物撤去を行い、現地調査を終了した。



写真7 8号横穴墓 閉塞石検出作業



写真8 8号横穴墓 玄室清掃作業



写真9 8号横穴墓 3次元計測作業

第IV章 調査成果

第1節 調査の概要

永渡横穴墓群は、南相馬市鹿島区永渡字東永渡・南柚木字久々沢地内周辺に広がる横穴墓群である。

今回の調査は、社会資本整備総合交付金事業（復興）による市道改良に伴い、約35㎡を対象として2回の試掘調査を実施した。その結果、横穴墓8基を確認し、2号から7号までの調査を行った。その後の協議において1号横穴墓は工法変更により事業対象から外れたことから、未開口の8号の発掘調査と3号から8号の3次元計測を行った。調査の結果、土師器や須恵器などの土器類や紡錘車などの石製品が出土している。

本横穴墓群は、真野川中流域北岸の丘陵に位置し、南東側から入り込んだ樹枝状に開析された谷の先端付近、標高9.5m前後の凝灰岩質泥岩層を掘り込んで造られている。これらの横穴墓は、南側の真野川から南東側の真野川河口域・太平洋側を向いて開口しており、傾斜を持ちながら、2列に並んでいる。

今回の調査では、横穴墓の構造を羨道・玄門・玄室とした。これは造成工事に起因し前底部が破壊され存在しないためである。本地域では、前底部と羨道の境が不明瞭で、区別できないものが一般的ではあるが、西迫横穴墓群に見られるように天井先端付近の直下には、段差を持つ横穴墓や、床面の傾斜の度合いが変わる横穴墓などがあり、築造当時に前底部と羨道を意識して造り分けされていたと考えられ、本来は今回調査の横穴墓群も前底部を有していたものと考えられる。閉塞施設としては、閉塞石（8号）や閉塞溝（3・4・6～8号）が認められる。これら閉塞施設周辺の壁面や床面に、被熱による変色は認められなかった。玄室の平面形には隅丸方形を主体とし、縦長方形の横穴墓（6号）もある。立面形はドーム形や平頭ドーム形を主体とする。羨道や玄室には、線刻が施される横穴墓は存在しなかった。7号横穴の玄門上部から「+」状の線刻が認められるが、築造当時の線刻ではない可能性もある。

第2節 基本土層

表1 横穴墓観察表

単位はm。(数字)は残存値

横穴番号	全長	玄室					玄門				玄門前室				甬道				付属施設	閉塞施設	その他			
		主軸方向	平面形	立断形	奥行	幅	高さ	立断形	奥行	幅	高さ	立断形	奥行	幅	高さ	立断形	奥行	幅				高さ		
2号	0.20	—	—	—	(0.20)	(1.25)	(0.64)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3号	1.12	N27°E	不整形	扁平ドーム	0.56	0.76	(0.40)	—	0.42	0.76	(0.18)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	溝		
4号	1.04	N30°E	不整形	扁平ドーム	0.80	1.08	0.48	—	0.16	0.64	(0.2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	溝	溝	
5号	0.14	N10°W	—	—	(0.14)	(2.19)	(0.78)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6号	1.85	N17°E	不整形	扁平ドーム	1.20	1.12	0.60	—	0.24	1.24	(0.12)	—	(0.25)	(1.32)	—	—	—	—	—	—	—	—	溝	
7号	1.08	N25°E	不整形	扁平ドーム	0.68	1.20	(0.36)	—	0.24	1.08	(0.20)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	石溝	
8号	4.28	N45°E	隅丸方形	Fーム	1.49 ~ 1.76	1.72	1.03	隅丸 長方形	0.41 ~ 0.59	0.72 ~ 0.94	1.60	アーチ	(2.12)	1.73	(1.85)	—	—	—	—	—	—	—	石溝	

付属施設及び閉塞施設内の略字表は右記の通り 溝=排水溝 扉=扉室 門=門穴 石=閉塞石 溝=閉塞溝

第2節 基本土層

調査区南側斜面で土層の観察を行った。本横穴墓群が彫り込まれている基盤層を含め3層に分層される。地表面から基盤層までは、斜位上面で0.45m前後となる。

L1とした表土は、層厚0.15～0.25mである。L2は層厚0.15～0.25mで基盤層の剥落と考えられる凝灰岩質泥岩の小礫を含む。L3は基盤層である凝灰岩質泥岩層で、間層として層厚0.10m前後の砂岩層が認められる箇所がある。

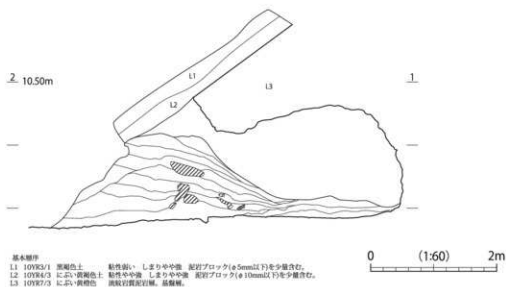


図7 基本土層

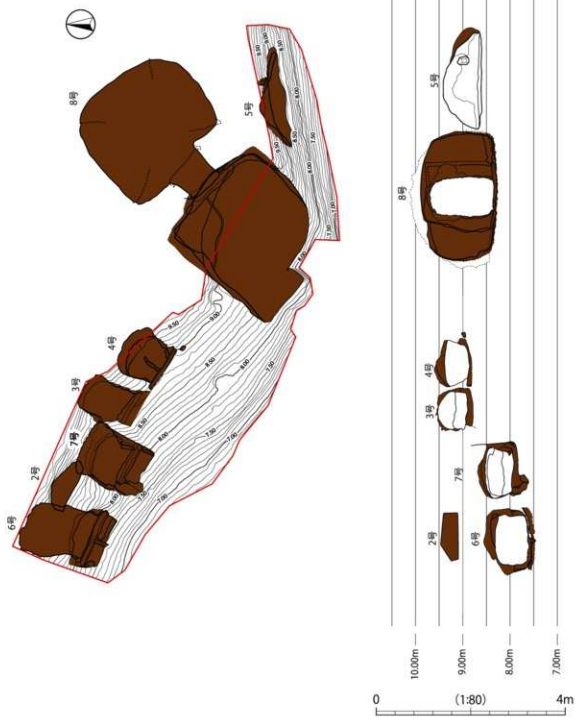


図8 永渡横穴墓群 平面・垂直分布図

第3節 横穴墓の調査

2号横穴墓

【位置】 調査区北西部の谷筋西部、標高9.2m前後の南西斜面に位置する。当地点には7基の横穴墓が築造されており、北東側に3号横穴墓、下側には6号横穴墓と7号横穴墓が隣接している。試掘調査により発見された横穴墓で、奥壁の一部しか残存していない。

【規模】 残存する横穴墓の全長は0.20m、全幅は1.25mを測り、前庭部・羨道部・玄門・玄室の大部分は消失しており、奥壁が一部残存するのみである。

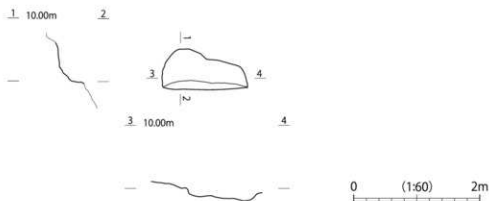


図9 2号横穴墓 立面・縦断・横断

3号横穴墓

【位置】 調査区北西部の谷筋奥西部、標高9.3m前後の南西斜面に位置する。当地点には7基の横穴墓が築造されており、北西側に2号横穴墓が隣接し、北東側に4号横穴墓が位置する。試掘調査により発見された横穴墓であるが、玄室を除く羨道・前庭部は消失し開口している状態だった。

【規模】 横穴墓の全長は1.12mを測り、玄室が残存するのみである。主軸方向はN-27°-Eで、玄門は南東側に向かって開口している。

【玄室】 玄室と玄門の境界が不明瞭で、残存する規模は、玄門から玄室奥壁までの奥行0.56m、幅0.67m、高さ0.4mを測り、平面形は不整形、立面形は扁平なドーム状を呈する。各壁面の境は、前壁側・奥壁側・左右壁側ともに床面から天井まで稜を持つ。床面は玄門に向かって緩やかに傾斜しており、奥壁部分と玄門部分との比高差は約0.3mである。

床面及び壁面には工具痕が残っており、掘削工具は刃幅0.05m前後の平刃の工具と刃幅0.05m～0.07m前後の丸刃の工具を使用したものと推察される。床面は平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸はやや粗い。工具痕は玄門から玄室奥壁に向かって延び、中央付近から各壁面に向かって傾斜している。左右の壁面は、崩落しているものの、わずかに平刃の工具を壁面に対して垂直方向に打ち込み、岩盤を剥離させた荒掘りの工具痕や、平刃の工具による粗掘りの工具痕が観察できる。排水溝は平刃の工具を使って掘削されたと考えられ、斜方向または縦方向

の工具痕がみられる。

【玄門】玄門の残存する規模は、奥行0.42m、幅0.76m、高さ0.18mを測る。大部分は消失しており、立面形状は不明である。

【閉塞施設】玄門と前庭部の境の床面には、閉塞溝が設けられている。規模は、長さ0.60m、幅0.14m、深さ0.12mを測る。

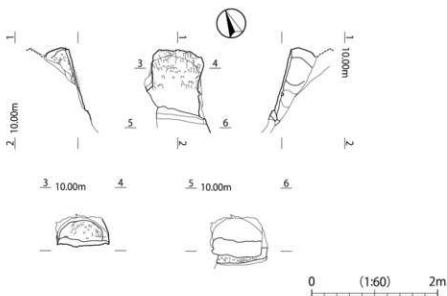


図10 3号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門

4号横穴墓

【位置】調査区中央部、標高9.5m前後の南西斜面に位置する。西側に3号横穴墓、東側に8号横穴墓が隣接する。試掘調査により発見された横穴墓であるが、玄室を除く羨道・前庭部は消失し、玄室内に覆土が堆積している状態だった。

【規模】横穴墓の全長は1.04mを測り、玄室から閉塞溝まで残存している。主軸方向は、玄室がN-30°-Eで北西側に向かって開口している。

【堆積土】堆積土は1層である。1層は表土と考えられる黒褐色土で、造成の際に流入した可能性が高い。その上部に天井から崩落した基盤層である泥岩が堆積している。

【玄室】玄室と玄門の境が不明瞭で、規模は玄門から玄室奥壁までの奥行0.96m、幅1.08m、高さは0.48mを測り、平面形は不整形を呈し、立面形は扁平ドーム形を呈する。各壁面の境は、床面から天井付近まで比較的明瞭な稜が認められる。床面は玄門に向かい傾斜している。

床面及び壁面には工具痕が残っており、床面は刃幅0.05～0.06m前後の平刃の工具、壁面は刃幅0.04～0.06mの平刃の工具を使用したものと推察される。床面は粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸は粗い。工具痕は床面中央付近から各壁面に向かっていてる。

壁面は、平刃の工具を壁面に対して水平方向に打ち込み、岩盤を剥離させた荒掘りの工具痕や、平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、壁面の凹凸は粗い。壁面の工具痕は、各壁面の

上位中央付近から外側下方に向かう斜方向に延びている。

玄室主軸線上に、玄室中央部から羨道部にかけて排水溝が設けられる。排水溝は逆台形状を呈しており、規模は長さ0.39m、幅0.06m、深さ0.04～0.06mを測る。排水溝の壁面及び底面には工具痕が残っており、平刃の工具を使って掘削されたと考えられ、いずれも縦方向の工具痕がみられる。掘削工具は刃幅0.04m前後の平刃の工具を使用したものと推察される。

【玄門】 玄門の残存する規模は奥行0.16m、幅0.64m、高さ0.2mを測る。大部分は消失しており、立面形状は不明である。床面は前底部側に向かって緩やかに傾斜している。床面・壁面は風化が見られ凹凸は少ない。

【閉塞施設】 玄門と前底部の境の床面には閉塞溝が設けられる。閉塞溝は長さ1.00m、幅0.08m、深さ0.09mを測る。

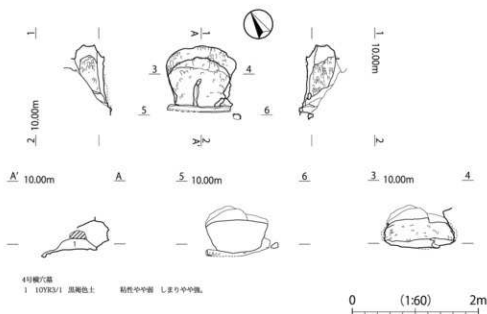


図11 4号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面

5号横穴墓

【位置】 調査区南端部の標高38.6m前後の南西斜面に位置する。隣接する市道工事により調査区が所在する丘陵南東部が開削されており、その際に玄室の大部分を含む玄門・羨道・前底部が消失したものと推測される。

【規模】 横穴墓の現存する全長は0.14mを測り、玄室の一部が残存するのみである。この残存部分が玄室奥壁とするならば主軸方向は $N-10^{\circ}-W$ で、玄門は南東側に向かって開口していることになる。また、玄室左奥隅部とするならば主軸方向は $N-32^{\circ}-E$ で、玄門は南西側に向かって開口していることになる。

【玄室】 玄室の残存する規模は、奥行0.14m、幅2.19m、高さは0.78mを測る。各壁面の境は、稜が認められる。床面・壁面ともに刃幅0.05m前後の工具痕が観察できる。

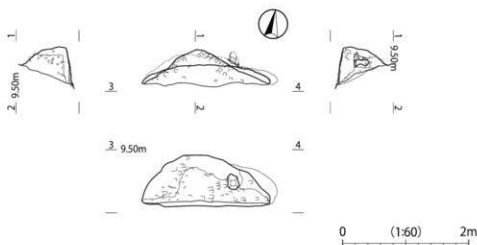


図12 5号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁

6号横穴墓

【位置】 調査区北端部の標高7.5m前後の南西斜面に位置する。東側に7号横穴墓、西部に1号横穴墓、上部に2号横穴墓が隣接する。試掘調査時には前底部・羨道部が造成工事により破壊され、玄室に覆土が堆積していた。

【規模】 横穴墓の全長は1.85mを測り、玄室から前底部まで残存している。主軸方向は、玄室から玄門がN-17°-E。玄門は北西側に向かって開口している。

【堆積土】 堆積土は3層に分けられる。1層は自然堆積土である黒褐色土であり、基盤層である泥岩の細片が含まれる。2層も同じく自然堆積土である黒褐色土であるが、1層よりも大きいサイズの泥岩ブロックが多量に含まれている。3層は基盤層である泥岩のブロックにより形成される暗黄褐色土であり、玄室天井が落盤した際に形成されたものと推測される。

【玄室】 玄室と玄門の境が不明瞭で、残存する規模は玄門から玄室奥壁までの奥行2.42m、幅2.61m、高さは1.48mを測り、平面形は不整形を呈し、立面形は扁平ドーム形を呈する。各壁面の境は、床面から天井付近まで比較的明瞭な境が認められる。床面は玄門に向かい傾斜している。

床面及び壁面には工具痕が残っており、掘削工具は刃幅0.05～0.06m前後の平刃の工具を使用したものと推察される。床面は粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸は粗い。工具痕は床面中央付近から各壁面に向かっていく。壁面は、平刃の工具を壁面に対して水平方向に打ち込み、岩盤を剥離させた荒掘りの工具痕や、平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、壁面の凹凸は粗い。壁面の工具痕は、各壁面の上位中央付近から外側下方に向かう斜方向に延びている。

【玄門】 玄門の残存する規模は奥行0.24m、幅1.24m、高さ0.12mを測る。大部分は消失しており、立面形状は不明である。床面は前底部側に向かって緩やかに傾斜している。床面・壁面は風化が見られ凹凸は少ない。

【閉塞施設】 玄門と前底部の境には、閉塞溝が設けられている。閉塞溝は長さ1.09m、幅0.05m、

深さ0.12mを測る。

【羨道】残存している規模は、奥行0.25m、幅1.32mを測り、天井部は崩落していた。

排水溝を作り出した後に、主軸方向に排水溝が設けられる。排水溝は逆台形状を呈しており、残存規模は長さ0.18m、幅0.06m、深さ0.04～0.06mを測る。

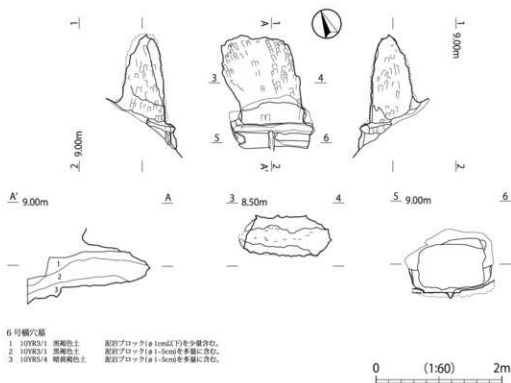


図13 6号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面

7号横穴墓

【位置】調査区北部の、標高8.0m前後の北西斜面に位置する。当地点には6基の横穴墓が築造されており、北側に6号横穴墓、上部に2号横穴墓と3号横穴墓が隣接している。試掘調査時には前庭部・羨道部が造成工事により破壊され、玄室に覆土が堆積していた。

【規模】横穴墓の全長は1.08mを測り、玄室から前庭部まで残存している。主軸方向は、N-25°-Eで、玄門は西側に向かって開口している。

【堆積土】堆積土は2層に分けられる。1層は基盤層である泥岩ブロックを多量に含む黒褐色土である。自然堆積層と玄室天井の落盤により形成される。2層は基盤層である泥岩ブロックの堆積層である。最初期に玄室天井が落盤した際に形成されたものと推測される。

【玄室】玄室と玄門の境が不明瞭で、残存する規模は玄門から玄室奥壁までの奥行0.92m、幅1.20m、高さは0.36mを測り、平面形は不整形を呈し、立面形は扁平ドーム形を呈する。各壁面の境は、床面から天井付近まで比較的に明瞭な稜が認められる。床面は玄門に向かい傾斜している。

床面及び壁面には工具痕が残っており、掘削工具は刃幅0.06 m前後の平刃の工具を使用したものと推察される。床面は粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸は粗い。工具痕は床面中央付近から各壁面に向かってのいる。壁面は、平刃の工具を壁面に対して水平方向に打ち込み、岩盤を剥離させた荒掘りの工具痕や、平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、壁面の凹凸は粗い。壁面の工具痕は、各壁面の上位中央付近から外側下方に向かう斜方向に延びている。

玄門内部から礫が2点検出された。

【玄門】 玄門の残存する規模は奥行0.24m、幅1.08m、高さ0.2mを測る。大部分は消失しており、立面形状は不明である。床面は前庭部側に向かって緩やかに傾斜している。床面・壁面は風化が見られ凹凸は少ない。上部に「十」字状の線刻が観察できるが、築造当時の所産ではない可能性がある。

【閉塞施設】 玄門と前庭部の境には、閉塞溝が設けられている。閉塞溝の残存する長さ0.96m、幅0.16m、深さ0.18mを測る。床面及び壁面には工具痕が残っており、掘削工具は刃幅0.05 m前後の平刃の工具を使用したものと推察される。

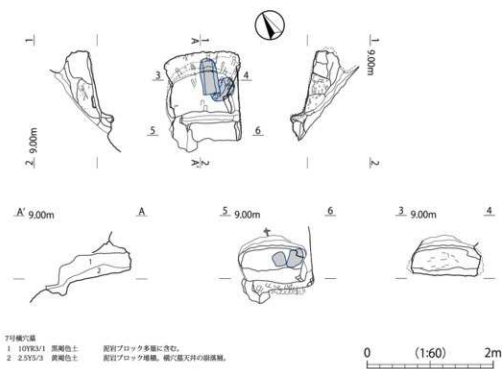


図14 7号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門・断面

8号横穴墓

【位置】 調査区南部の標高9.50m前後の南西斜面に位置する。当地点には7基の横穴墓が築造されており、西側に4号横穴墓、南側には5号横穴墓が隣接している。なお、検出した時点では、開口していなかった。

【規模】 横穴墓の全長は4.28mを測り、玄室から羨道部まで残存している。主軸方向は、玄室がN-42°-E、玄門から前庭部はN-45°-Eで、玄室と玄門の境でわずかに屈曲し、玄門は北西側に向かって開口している。

【堆積土】 堆積土は12層に大別され、いずれも自然堆積層である。このうち7層～9層は羨道、玄室天井・壁面の落盤層であり、板状の泥岩ブロックが多量に含まれる。10層は羨道の天井落盤層。11層は最初期の堆積土。12層は玄室の天井落盤層である。

【玄室】 玄室の規模は、奥行は右側壁側で1.49m、左側壁側で1.76m、幅1.72m、高さ1.03mを測り、平面形は隅丸方形、立面形はドーム形を呈する。各壁面の境は丸みを帯び、比較的明瞭に稜を形成する。床面は玄門に向かって緩やかに傾斜している。

床面及び壁面には工具痕が残っており、掘削工具は刃幅0.04m前後と0.05m前後の平刃の工具や刃幅0.08～0.10m前後の丸刃の工具を使用したものと推察される。床面は平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸はやや粗い。工具痕は玄門から玄室奥壁に向かって直線的に延び、中央付近から前壁と左右壁面に向かっては、壁面は大部分が崩落しており部分的に粗掘りの工具痕が観察されるのみである。

【玄門】 玄門の規模は、右側奥行0.41m、左側奥行0.59m、幅0.72～0.94m、高さ1.6mを測る。平面形は玄室に向かって直線的に延びるもので、立面形はアーチ形を呈する。床面は羨道部側に向かって緩やかに傾斜している。床面は平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、床面の凹凸はやや粗い。壁面には粗削りによる整形が施され、溝状の工具痕が残っている。玄門前壁は隅丸方形を呈し、崩落もみられるが、残存部分では整形が施され、比較的丁寧に仕上げられている。

【閉塞施設】 玄門と羨道部の境の床面には、閉塞溝が設けられている他に、閉塞石が残存していた。閉塞溝の規模は、長さ0.57m、幅0.11m、深さ0.03mを測る。閉塞石は45点、総重量616.45kgが残存していた。これらの閉塞石は大きさ・重量ともに近似したものが多く、石材を問わず選択的に持ち込んだものと思われる。閉塞石は崩落した状態で出土している。開口させるため、閉塞石を動かしたものと考えられ、その後は閉塞されなかったものと思われる。

【羨道】 残存している規模は、奥行2.12m、幅1.73m、高1.85mを測る。天井部は崩落していた。床面は前庭部側に向かって緩やかに傾斜し、玄門と残存する羨道先端との比高差は0.12mである。風化により床面の凹凸は少ない。壁面は、大部分が崩落しているが下位ないし斜方向の平刃の工具による粗掘りの工具痕が残っており、壁面の凹凸は粗い。羨道部の左右肩部から遺物が出土した。右肩部から土師器小型平底壺1点、須恵器甕1点が出土した。須恵器甕の覆土中から石製紡錘車が1点出土している。左肩部から破砕された須恵器甕1点と土師器1点と須恵器2点、須恵器6点が重なって出土した。また羨道南側から須恵器甕の口縁部が出土した。これは破

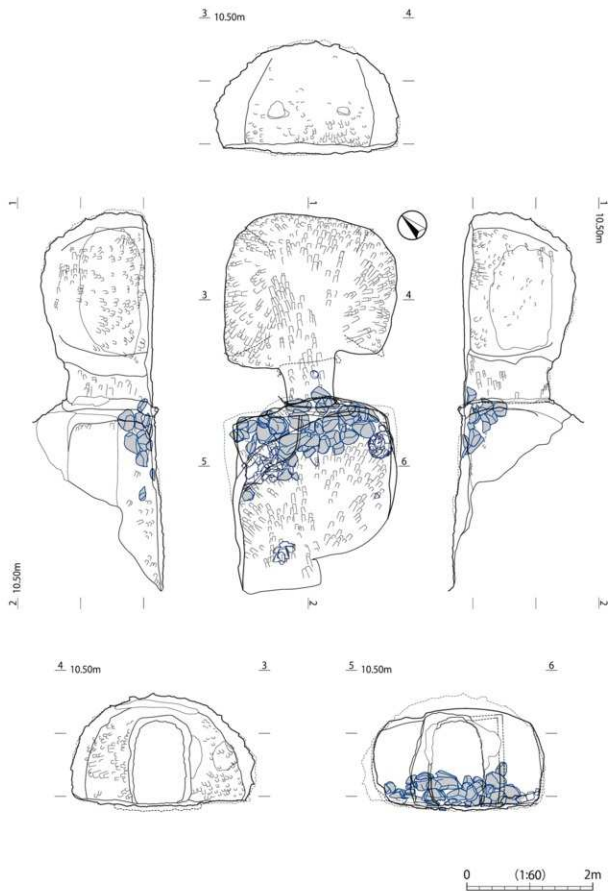


図15 8号横穴墓 平面・左側壁・右側壁・奥壁・玄門見返し・玄門

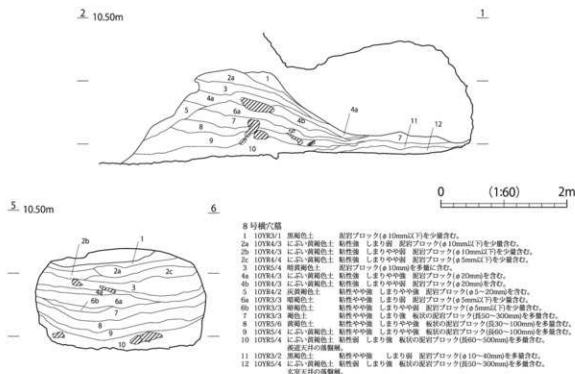


図16 8号横穴墓 断面

砕された須恵器甕の同一個体であるが、何らかの墓前祭祀に伴い破壊されたものなかは判然としない。左肩部の遺物出土地点は他の床面部分に対し1段高く作り出しており、もともと遺物を安置するために作り出した可能性がある。

【遺物】 出土した遺物は須恵器12点、土師器2点と石製品1点である。出土施設の内訳は玄門部分から須恵器1点、羨道部分から須恵器11点、土師器2点、須恵器大甕の埋土中から石製品1点である。

【遺物】 出土した遺物は須恵器12点、土師器2点と石製品1点である。出土施設の内訳は玄門部分から須恵器1点、羨道部分から須恵器11点、土師器2点、須恵器大甕の埋土中から石製品1点である。全点を図示する。1は土師器の椀である。丸底から外傾する口縁部にいたる器形である。内面はヘラミガキ後に黒色処理される。2は土師器の甕である。平底で胴部下半において最大径となり、口縁部はやや外傾する。内外面ともに風化のため磨滅しているが、内面のヘラナデ痕がわずかに観察できる。底部は木葉痕が残る。3から11は須恵器の坏である。3・4はやや丸底状の底部から口縁部は内湾気味に外傾する。底部は切離しの後に手持ちヘラケズリにより調整される。6・7は平底で体部半ばまでは外傾するが、そこからやや直立気味に口縁部が外傾する。底部は静止糸切りにより切離された後に、手持ちヘラケズリにより調整される。6の底部に関しては切り離した後に薄手の器壁を補うためか、ある程度器面が乾燥した状態で粘土を貼付け手持ちヘラケズリにより調整される。8~10はやや上げ底気味の平底・平底でやや内湾気味に口縁部が外傾する。8・10の底部は静止糸切離しの後に手持ちヘラケズリにより調整される。ま

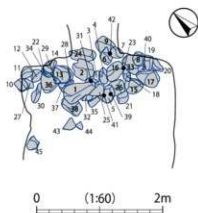


図17 8号横穴墓 閉塞石

表2 8号横穴墓 閉塞石観察表

No.	形状	石材	長軸 (cm)	短軸 (cm)	厚さ (cm)	重量 (kg)
1	形内礎	流紋岩	60	30	22	26.07
2	形内礎	花崗岩	37	30	26	34.04
3	形内礎	流紋岩	23	15	15	10.08
4	円礎	流紋岩	23	22	5	8.63
5	形内礎	閃緑岩	23	18	9	11.00
6	円礎	凝岩	20	17	3	8.00
7	角礎	砂岩	27	20	10	11.00
8	角礎	砂岩	23	22	12	13.27
9	形内礎	砂岩	30	28	16	8.03
10	角礎	安山岩	25	22	4	8.19
11	角礎	砂岩	23	18	10	8.11
12	形内礎	砂岩	23	20	11	8.07
13	角礎	流紋岩	25	18	18	7.00
14	角礎	凝岩	13	7	4	1.00
15	角礎	安山岩	30	25	28	25.00
16	形内礎	凝岩	40	28	23	20.00
17	形内礎	安山岩	40	30	10	17.00
18	形内礎	流紋岩	21	18	11	8.50
19	形内礎	流紋岩	25	17	8	8.00
20	形内礎	流紋岩	28	25	20	9.08
21	形内礎	流紋岩	30	24	17	9.11
22	形内礎	安山岩	27	16	10	8.00
23	形内礎	凝灰岩	30	20	14	6.00
24	形内礎	流紋岩	35	20	4	7.34
25	形内礎	流紋岩	30	30	5	8.21
26	形内礎	花崗岩	33	25	4	7.32
27	形内礎	凝岩	24	17	8	7.58
28	形内礎	流紋岩	19	20	9	8.01
29	形内礎	流紋岩	26	20	23	38.89
30	形内礎	安山岩	30	23	25	38.58
31	形内礎	流紋岩	23	21	20	32.15
32	角礎	花崗岩	32	23	14	12.22
33	角礎	安山岩	36	20	13	19.57
34	形内礎	安山岩	32	20	15	20.45
35	角礎	安山岩	20	20	11	19.03
36	角礎	砂岩	30	24	5	6.13
37	形内礎	砂岩	63	31	18	27.02
38	形内礎	流紋岩	58	20	13	18.11
39	角礎	流紋岩	25	16	9	21.00
40	形内礎	砂岩	23	17	4	7.01
41	形内礎	砂岩	21	12	5	13.23
42	形内礎	流紋岩	18	11	9	10.09
43	角礎	流紋岩	28	26	13	9.23
44	形内礎	砂岩	11	9	6	4.10
45	形内礎	流紋岩	26	18	6	8.00

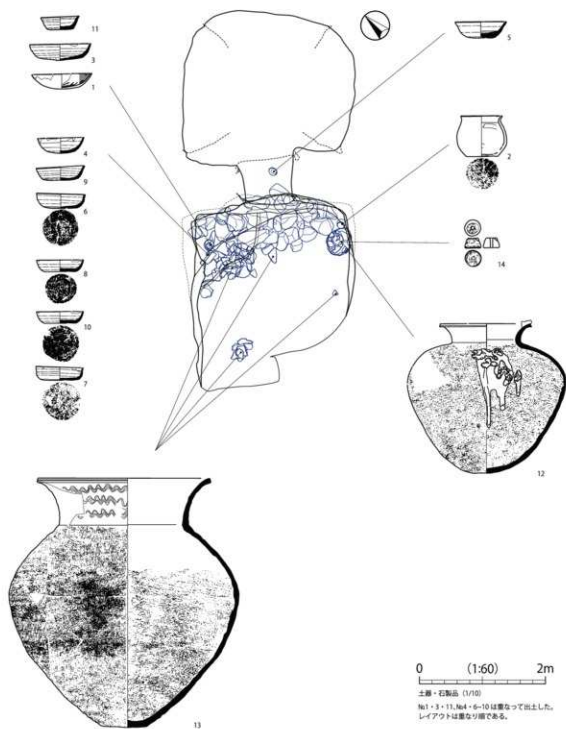


図18 8号横穴墓 遺物出土状況

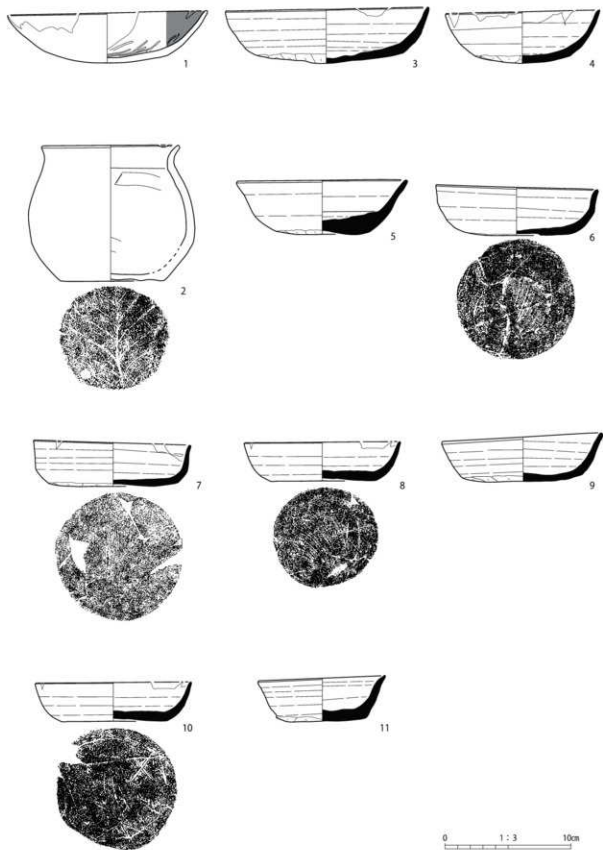


图19 8号横穴墓 出土遗物1

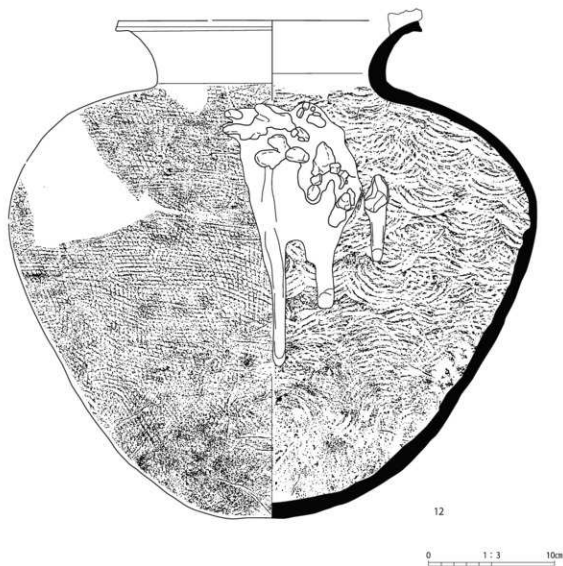
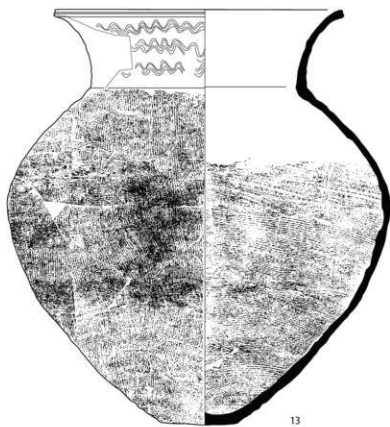


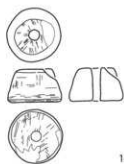
図20 8号横穴墓 出土遺物2

たヘラ記号「×」が施されている。9の底部は手持ちヘラケズリにより調整されている。11は平底で体部から口縁部にかけて外傾している。底部は手持ちヘラケズリにより調整される。12・13は須恵器の甕である。12は胴部上位に最大径を持ち、外傾する頸部から口縁部が外反し、口縁部端部は上下につまみ出される。調整は口縁部内外面がロクロナデで、胴部外面は並行タタキ、胴部内面は青海波状当具痕がみられる。また口縁部から胴部半ばにかけて自然軸がみられる。13は胴部なかばで最大径を持つ大型の甕である。外傾する頸部から口縁部が外反し、口縁部端部は上下につまみ出される。調整は口縁部内外面がロクロナデで、胴部外面は並行タタキ、胴部内面はカキメがみられる。口縁部外面に櫛歯状工具による波状文が施される。17は石製紡錘車である。横穴墓から出土した類別としては、南相馬市北山横穴墓群4号横穴墓(南相馬市2003)がある。



13

0 1:6 20cm



14

0 1:3 10cm

图21 8号横穴墓 出土遺物3

遺物観察表

表3 土器観察表

図版番号	遺構名	出土地点	層位	種類	形態	法量 (cm)			外面調整	内面調整	備考	写真図版
						口径	底径	器高				
19-1	8号横穴墓	築造部	10層	土師器	碗	15.8	—	4.0	磨滅	ミガキ	内面黒色処理	7
19-2	8号横穴墓	築造部	10層	土師器	甕	(10.7)	8.2	10.8	磨滅	ヘラナデ	底部木炭痕	7
19-3	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	16.0	—	4.4	□: ロクロナデ 底: 手持ちヘラケズリ	ロクロナデ		7
19-4	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	12.1	7.6	4.2	□: ロクロナデ 底: 手持ちヘラケズリ	ロクロナデ		7
19-5	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	13.4	7.5	4.3	□: ロクロナデ 底: 手持ちヘラケズリ	ロクロナデ	口縁部外面に自然釉	7
19-6	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	12.8	9.9	4.1	□: ロクロナデ 底: 静止糸切り→手持ちヘラケズリ	ロクロナデ		7
19-7	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	12.4	10.2	3.4	□: ロクロナデ	ロクロナデ		7
19-8	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	12.3	8.4	3.1	底: 静止糸切り→手持ちヘラケズリ	ロクロナデ	ヘラ記号「×」	7
19-9	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	12.6	9.5	3.7	□: ロクロナデ 底: 手持ちヘラケズリ	ロクロナデ		7
19-10	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	13.3	9.5	3.6	□: ロクロナデ 底: 静止糸切り→手持ちヘラケズリ	ロクロナデ	ヘラ記号「×」	7
19-11	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	杯	10.1	5.2	3.5	□: ロクロナデ 底: 手持ちヘラケズリ	ロクロナデ		7
20-12	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	甕	24.0	—	43.0	胴: 並行タタキ	青海波状当具痕	外面に自然釉	8
21-13	8号横穴墓	築造部	10層	須恵器	甕	(47.0)	—	67.9	□: 波状文 胴一底: 並行タタキ	カキメ		8

表4 石製品観察表

図版番号	遺構名	出土位置	層位	種類	石材	法量 (cm)				重量 (g)	備考	写真図版
						上径	下径	穴径	器高			
21-14	10号横穴墓	—	—	粘板岩	砂岩	2.8	4.2	0.8	2.6	69.3	20-12の埋土中から出土	8

第V章 総括

第1節 出土遺物について

今回の調査においては8号横穴墓から土師器・須恵器・石製品が出土している。土師器は碗・甕、須恵器は杯・甕、石製品は紡錘車がある。横穴墓玄室や羨道床面の覆土は、全量ふるいかけを行ったが、その他の横穴墓から遺物の出土は見られなかった。これは出土遺物が概して少ないという浜通り北部地方の傾向に合致する(佐久間2010)。

横穴墓は追葬されることが一般的で、副葬品や墓前祭祀で使用された遺物には時期差が認められるとともに、原位置から2次的に移動していることが多い。このため出土遺物には初葬から追葬、墓前祭祀の諸段階にいたる段階の遺物が混在する。8号横穴墓においては、初期に玄室天井が落盤するまでに、玄門出土の須恵器環(5)が玄室内から2次的に移動した可能性がある。玄門前壁から羨道両肩部床面付近にかけて出土した遺物は、ほぼ床面直上付近から天井の落盤層にパックされる状態での出土であったため、比較的原位置を保っている可能性が高い。玄門前壁から羨道両肩部床面付近にかけての遺物出土例としては茨城県十五朗横穴墓館出支群1区第35号墓(ひたちなか市2016)がある。

続いて出土遺物の内、土師器・須恵器環について他遺跡出土の類例をもとに帰属年代を検討したい。土師器碗(1)は底部丸底で、体部から口縁部にかけて内湾気味に大きく開き、内面は黒色処理される。これらは7世紀後半から8世紀後半まで見られるが、仙台市長町駅東遺跡や西台畑遺跡(仙台市2008ほか)においては栗園式土器と共存していることや、8世紀前葉の出土事例が多いことから、本資料も同様の年代が考えられる。土師器甕(2)は小型平底で口縁部がやや外傾し、胴部最大径が下半である点に着目すると、同様な器形の類例として南相馬市泉庵寺跡9次調査の1号溝跡(南相馬市2002)、同じく泉平館跡の1号流路跡(南相馬市2001)がある。前者は7世紀末～8世紀初頭、後者は8世紀前葉の年代に比定されている。須恵器環は丸底(3・4)と平底(5～11)があり、いずれも外面体部と底部の境界は再調整により明瞭に作り出される。内面体部と底部の境界は不明瞭なものも多く、外面底形よりも小さい。底部の切り離しは静止糸切り後に手持ちヘラケズリ(6・7・8・10)により再調整されるが、ケズリは体部と底部の外周のみで、底部中央に静止糸切り痕が明瞭に観察できる(6・7・8・10)。その他は手持ちヘラケズリによる再調整のため切り離し手法は観察できない(3～5・9・11)。また底径/口径比に着目すると、(5)が55、(6)が77、(7)が82、(8)が68、(9)が75、(10)が71、(11)が51である。底径/器高比に着目すると、(3)が27、(4)が34、(5)が32、(6)が32、(7)が28、(8)が25、(9)が29、(10)が27、(11)が34であり規則性が窺える。これらの特徴は鳥屋窟跡群(大和町1972)や日の出山窟跡群(宮城県1970)出土資料に類似していることから帰属年代は8世紀前葉と考えられる。

以上から、8号横穴墓は7世紀末～8世紀前葉の時期には築造されていたと考えられる。

第2節 横穴墓の形態的特徴

今回調査した横穴墓は、造成等により築造当時の姿をとどめていなかったことは第IV章において詳述したとおりである。その一方で、比較的遺存状態の良かった玄室には規模や平面形などに違いが認められた。本節においては、この点について詳述したい。

玄室床面の平面形態に関して、今回調査した7基の横穴墓のうち平面形態が分かるのは2号横穴墓と5号横穴墓を除く5基である。このうち平面形が隅丸方形1基(8号横穴墓)と不整形4基(3・4・6・7横穴墓)である(第IV章表1)。玄室の規模は奥行1.76mの中型1基(8号横穴墓)、奥行0.56m~1.20mの小型が4基(3・4・6・7横穴墓)であり(同表)、小型が主体を占める。浜通り北部地方では玄室平面形はほぼ方形に限られる(佐久間2010)とされる中で異質な横穴墓群ともいえる。一方で、浜通り南部では多様な形態が見られ、小型の一群も顕著にみられる(佐久間2010)とされており、本横穴墓群は浜通り南部との関連が強かったことが想起される。続いて、玄室立面形であるがドーム形が1基(8号横穴墓)、扁平ドーム形が4基(3・4・6・7横穴墓)である(同表)。ドーム形は各壁面の境に床面から天井にかけて三分の二程度の高さまで稜が認められるものである。扁平ドーム形は玄門から玄室奥壁にむかって低くなるもので、小型の横穴墓で認められた。

これら横穴墓玄室の形態的特徴をまとめたところ、平面中型隅丸方形の立面ドーム形と平面小型不整形の立面扁平ドーム形の2種に大別されることが分かった。これを踏まえ、横穴墓垂直分布における配置を検討するが、その前に今回調査対象から外れた1号横穴墓の現地観察の所見を記載したい。1号横穴墓は今回の調査区北部外の下段に位置し、東に6号横穴墓が隣接する。造成のため羨道の天井の大部分は崩落し、前底部も消失している。羨道から玄門・玄室内は8割ほどが覆土により埋没している。玄門形態は8号横穴墓と同じであり、両脇に門穴が存在する。玄室平面形は隅丸方形であり、アーチ形の天井を持つなど8号横穴墓に極めて近い特徴を有している。永渡横穴墓群は2列で構成される。その構成は上段に2・5・8号横穴墓、下段に1・6・7横穴墓である。上段において2号横穴墓は玄室奥壁形態から小型不整形の立面扁平ドーム形の可能性が高く、中型隅丸方形の立面ドーム形1基と平面小型不整形の立面扁平ドーム形3基、不明1基で構成されている。下段は平面中型隅丸方形の立面ドーム形1基と平面小型不整形の立面扁平ドーム形2基で構成されており、これら中型と小型の横穴墓の構成に関して何らかの規則性がある可能性がある。

前述したように平面小型不整形の立面扁平ドーム形が主体をなす本横穴墓群は浜通り北部地方にあって特異的な存在であり、この形態が一定量存在する浜通り南部との関連が強いことは前述したとおりである。今後、永渡横穴墓群の被葬者像や造墓集団である在地氏族の集落跡、当該期における官衙と集落、製鉄や窯業に代表される生産遺跡、墓域の有機的な繋がりを検討し、より具体的に浜通り南部との関係を解明することが期待される。

引用・参考文献

- 池上 悟 2000『日本の横穴墓』雄山閣出版
- 池上 悟 2015『横穴墓論攷』六一書房
- いわき市教育委員会 1988『小申田横穴群』いわき市埋蔵文化財調査報告第 20 冊
- いわき市教育委員会 1989『御台横穴 A 群』いわき市埋蔵文化財調査報告第 25 冊
- いわき市教育委員会 1999『五反田 A 遺跡』いわき市埋蔵文化財調査報告第 57 冊
- いわき市教育委員会 2011『八幡横穴群』いわき市埋蔵文化財調査報告第 148 冊
- いわき市教育委員会 2012『鶴堂横穴群』2 いわき市埋蔵文化財調査報告第 150 冊
- 小高町教育委員会 1975『小高町史』
- 鹿島町教育委員会 1980『懸塚横穴墓群調査報告』鹿島町文化財調査報告第 2 集
- 鹿島町教育委員会 1982『鹿島町史』第 3 巻
- 国士館大学文学部考古学研究室 1984『考古学研究室発掘調査報告書』考古学研究室報告甲種第 3 冊
- 佐久間 正明 2010『福島県における古墳と横穴』『横穴墓と古墳』第 15 回東北・関東前方後円墳研究会大会
- 菅原 祥夫 2007『Ⅱ. 福島県中通り地方中部』『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』東北学院大学文学部
- 仙台市教育委員会 2005『郡山遺跡発掘調査報告書—総括編—』仙台市文化財調査報告書第 283 集
- 仙台市教育委員会 2008『長町駅東遺跡第 1・2 次調査』仙台市文化財調査報告書第 324 集
- 相馬市教育委員会 1978『福船横穴群』Ⅰ
- 辻 秀人 1984『宮城の横穴と須恵器』『宮城の研究』Ⅰ 清文堂
- 楡葉町教育委員会 1972『北向遺跡・北向横穴墓群』
- 楡葉町教育委員会 1989『名古谷横穴群調査報告』
- 楡葉町教育委員会 2005『合張横穴群調査報告』楡葉町文化財調査報告書 14
- 生田 和利 2010『茨城県における横穴と古墳』『横穴墓と古墳』第 15 回東北・関東前方後円墳研究会大会
- 浪江町教育委員会 1979『加倉古墳群』
- 浪江町教育委員会 2017『大平山城跡・寺院跡 大平山 A 横穴墓群』浪江町埋蔵文化財調査報告第 20 冊
- 原町市教育委員会 2001『県営高平地区ほ場整備事業関連発掘調査報告書』Ⅱ 原町市埋蔵文化財調査報告書第 26 集
- 原町市教育委員会 2002『県営高平地区ほ場整備事業関連発掘調査報告書』Ⅲ 原町市埋蔵文化財調査報告書第 29 集
- 原町市教育委員会 2003『北山横穴墓群発掘調査報告書』原町市埋蔵文化財調査報告書第 30 集
- 原町市教育委員会 2003『経沢遺跡群・川内館遺跡群』原町市埋蔵文化財調査報告書第 33 集
- 東松島市教育委員会 2010『矢本横穴墓群Ⅱ』東松島市文化財調査報告書第 7 集
- ひたちなか市教育委員会・公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社 2016『十五部穴横穴墓群』（公財）ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社文化財調査報告第 42 集
- 福島県教育委員会 1987『国道 113 号バイパス遺跡調査報告 3』福島県文化財調査報告書第 179 集
- 福島県教育委員会 1989『国道 113 号バイパス遺跡調査報告 5』福島県文化財調査報告書第 211 集
- 福島県教育委員会 1995『原町火力発電所関連遺跡調査報告 5』福島県文化財調査報告書第 310 集
- 福島県教育委員会 1998『常磐自動車道遺跡調査報告 11』福島県文化財調査報告書第 341 集
- 福島県教育委員会 2000『福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告 8』福島県文化財調査報告書第 369 集
- 福島 雅儀 1992『陸奥南部における古墳時代の終末』『国立歴史民俗博物館研究報告』第 44 集
- 藤木 海 2016『泉官衙遺跡』新泉社
- 南相馬市教育委員会 2011『原町市史』第 3 巻 資料編Ⅰ「考古」
- 南相馬市教育委員会 2012『泉官衙遺跡』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第 20 集
- 南相馬市教育委員会 2017『原町市史』第 1 巻 通史編Ⅰ「原始・古代・中世・近世」
- 南相馬市・南相馬市教育委員会・圏シン技術コンサル 2019『西館横穴墓群（3 次調査）』南相馬市埋蔵文化財調査報告書第 30 集
- 宮城県教育委員会 1970『日の出山遺跡』宮城県文化財調査報告書第 22 集
- 宮城県教育委員会 1985『香ノ木遺跡 色麻古墳群』宮城県文化財調査報告書第 103 集
- 宮城県教育委員会 2016『熊の作遺跡ほか』宮城県文化財調査報告書第 243 集
- 本宮町教育委員会 2002『阿武隈川右岸地区遺跡発掘調査報告 XIV』本宮町文化財調査報告書第 37 集
- 柳澤 和明 2010『多賀城市田屋場横穴墓群の再検討』『東北歴史博物館研究紀要 11』

写 真 图 版



1 永渡横穴墓群 遠景 西から



2 永渡横穴墓群 遠景 西から



1 2~8号横穴墓



2 2号横穴墓 玄室奥壁



3 3号横穴墓



4 3号横穴墓 閉塞溝



5 4号横穴墓



1 4号横穴墓 土层断面



2 4号横穴墓 排水溝・閉塞溝



3 5号横穴墓



4 6号横穴墓



5 6号横穴墓 土层断面



6 6号横穴墓 玄室奥壁



7 6号横穴墓 排水溝・閉塞溝



8 7号横穴墓



1 7号横穴墓 土層断面



2 7号横穴墓 礎検出状況



3 7号横穴墓 排水溝・閉塞溝



4 7号横穴墓 線刻



5 8号横穴墓



6 8号横穴墓 土層断面



7 8号横穴墓 閉塞石



8 8号横穴墓 玄門



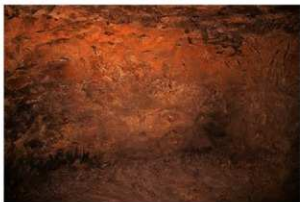
1 8号横穴墓 閉塞溝



2 8号横穴墓 玄室前壁



3 3号横穴墓 玄室奥壁



4 3号横穴墓 玄室右壁



5 3号横穴墓 玄室左壁



6 8号横穴墓 羨道工具痕



7 8号横穴墓 玄門左壁面工具痕



8 8号横穴墓 玄門・玄室中央部床面工具痕



1 8号横穴墓 玄室床面右侧工具痕



2 8号横穴墓 玄室床面左侧工具痕



3 8号横穴墓 玄室壁面工具痕



4 8号横穴墓 遺物出土状況



5 8号横穴墓 No. 5 出土状況



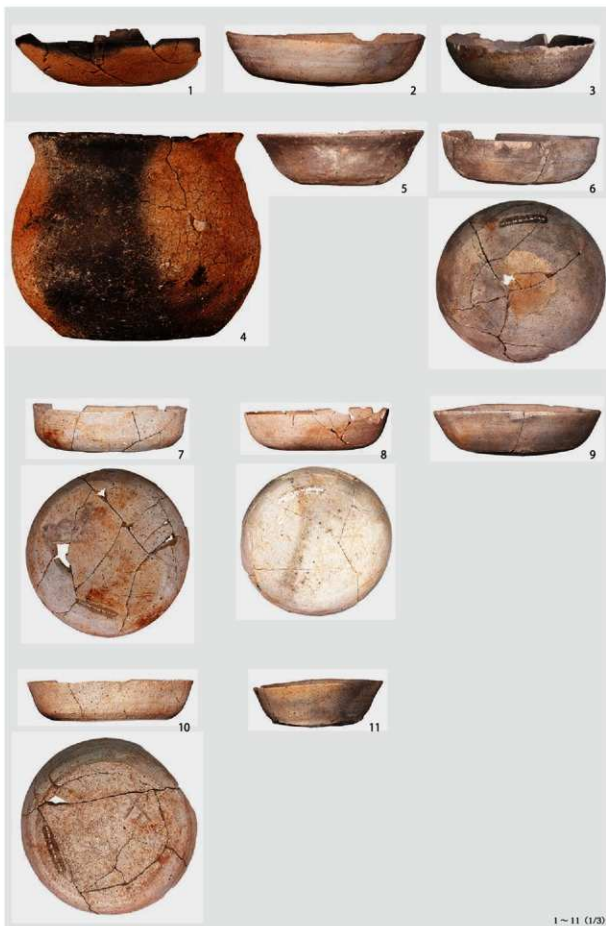
6 8号横穴墓 No. 2・12 出土状況



7 8号横穴墓 No. 1・3・4・6~11・13 出土状況



8 8号横穴墓 No. 1・3・11, No. 4・6~10 出土状況





12



13



14

12・13 (1/6)
14 (1/3)

報告書抄録

ふりがな	ながわたりよこあなぼくん2じちょうさ					
書名	永渡横穴墓群（2次調査）					
副書名	社会資本整備総合交付金事業（復興）による市道改良に伴う横穴墓の発掘調査					
シリーズ名	南相馬市埋蔵文化財調査報告書					
シリーズ番号	第35集					
編著者名	佐川 久 重留康宏 濱須 脩					
編集機関	南相馬市教育委員会 株式会社シン技術コンサル					
所在地	〒975-0062 福島県南相馬市原町区本陣前一丁目70 Tel 0244-24-5284					
発行年月日	西暦2020（令和2）年3月31日					
所収遺跡	所在地	コード 市町村 遺跡番号	北緯 東経	調査期間	面積 (㎡)	調査原因
				上段:着 下段:完		
永渡横穴墓群	福島県南相馬市鹿島区 永渡字東永渡	2125 00011	37° 72' 77"	190926	35	市道改良
			140° 95' 52"	200331		
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項	
永渡横穴墓群	古墳	古墳時代終末期 奈良・平安	横穴墓	土師器 須恵器 石製品	横穴墓7基を検出した。	

印刷 2020年 3月31日

発行 2020年 3月31日

南相馬市埋蔵文化財調査報告書 第35集

永渡横穴墓群(2次調査)

—社会資本整備総合交付金事業(復興)による市道改良に伴う横穴墓の発掘調査—

編集 南相馬市教育委員会 文化財課

株式会社シン技術コンサル

発行 南相馬市教育委員会

〒975-0062 福島県南相馬市原町区本陣前一丁目70番地

印刷 有限会社 愛原印刷

〒975-0003 福島県南相馬市原町区栄町1丁目8番地
